

## 東日本大震災復興測量支援協議会規約

### (目的)

第1条 この協議会は、東日本大震災被災地域の復興測量に係わる支援を目的とする。

### (名称)

第2条 この協議会は、東日本大震災復興測量支援協議会（以下「協議会」という）と称する。

### (構成団体)

第3条 この協議会を構成する団体は、以下のとおりとする。

- (1) 社団法人日本測量協会
- (2) 一般社団法人日本測量機器工業会
- (3) 社団法人全国測量設計業協会連合会
- (4) 財団法人日本測量調査技術協会
- (5) 電子基準点を利用したリアルタイム測位推進協議会
- (6) 日本土地家屋調査士会連合会
- (7) 社団法人日本地図調製業協会
- (8) その他、本規約に賛同する企業又は団体

### (事務局)

第4条 協議会は円滑な運営のため(社)日本測量協会に事務局を置く。

2 事務局は、幹事会の指示に基づき協議会の事務を処理する。

### (活動内容)

第5条 第1条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 復興測量支援センターの開設
- (2) 復興測量全般に係る技術に関する助言等
- (3) 復興測量に使用する測量機器の簡易点検
- (4) 復興測量に使用する測量機器及び関係機材の貸与
- (5) 復興測量に使用するネットワーク型RTK測量の補正データの提供

- (6) 被災地域に必要な地図等復興支援資料の提供
  - (7) 土地の境界に関すること
- 2 活動内容の詳細については幹事会で決定する。

(役員)

#### 第6条

この協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
  - (3) 幹事 若干名 (うち代表幹事1名)
- 2 役員は、総会において構成団体から選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。  
副会長は会長不在時にその職務を代行する。  
代表幹事は幹事会を総括する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、協議会発足日から2年間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議は、総会及び幹事会とする。

- 2 総会は、構成団体をもって構成する。
- 3 幹事会は、役員をもって構成する。

(運営)

第9条 総会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 総会の議長は、会長が務める。
- 3 幹事会は必要に応じて代表幹事が招集する。
- 4 幹事会の議長は代表幹事が務める。

(協議会への参画)

第10条 協議会への参画を希望する企業又は団体は、別に定める様式を事務局に提出するものとする。

(規約の変更)

第11条 この規約を変更する場合は、総会の議決を受けなければならない。

(解 散)

第12条 協議会の解散は、総会の議決による。

付則

この規約は、平成23年4月21日の設立総会の議決をもって発効する。

この規約の有効期間は、発効後2年間とする。

平成23年7月25日 一部変更。